

新潟市精神医療審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第2条第10項の規定に基づき、新潟市精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の委員)

第2条 審査会の委員の定数は、30人以内とする。

2 会長の任期は2年とする。

3 会長が欠けた時は速やかに補充するものとする。前号の規定による補欠の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長を補佐するため、あらかじめ委員のうちから副会長を互選する。

(合議体の設置)

第3条 審査会に、4合議体以内を設置する。

(合議体の会議等)

第4条 合議体の開催日時及び会場は、会長が定める。

2 合議体の長は、当該合議体の会議の議長となる。

3 合議体の長に事故があるとき、又は合議体の長が欠けたときは、あらかじめ合議体の長が指名した委員がその職務を代理する。

4 審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって審査会の議決とする。

5 合議体の議決の結果が可否同数のときは、当該審査の案件は他の合議体において審査する

ものとする。

6 合議体の長を補佐するために、あらかじめ委員のうち副議長を互選する。

7 委員の事故等で審査することができない場合は、あらかじめ他の合議体から定めた補充委員をもってこれに充て、補充委員を充てることができない場合は、あらかじめ合議体とは別に定めた予備委員をもってこれに充てるものとする。

(合議体の審査)

第5条 審査の案件は、単一の合議体で取り扱うものとする。ただし、市長が審査会の審査結果を通知した後、当該通知を受けた患者等から退院等に関して同様の内容の請求がなされ、かつ、市長が当該請求に関し審査会の審査を求めた場合は、当該請求の直近の審査を行なった合議体を除いた合議体又は直近の審査を行なった合議体を含む複数の合議体による審査を行なうことができる。

(関係者である委員の排除)

第6条 合議体を構成する委員（以下「委員」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事及び議決に加わることができない。

(1) 当該審査に係る入院中の者（以下「当該患者」という。）が入院している精神科病院の管理者又は当該精神科病院に勤務している者（非常勤を含む。）であるとき。

(2) 当該患者の措置入院時及び医療保護入院時に診察を行った精神保健指定医（以下「指定医」という。）であるとき。

(3) 当該患者に係る直近の定期の報告又は入院期間の更新に関して診察を行った指定医であるとき。

(4) 当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。

(5) 当該患者の配偶者若しくは3親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。

2 議事に加わることができない委員であるかどうかの確認については次に掲げるものとする。

(1) 前項第1号から第3号までについては、精神科病院の管理者又は指定医である委員について、あらかじめ所属先（あるいは診察を行っている）精神科病院の名称を申し出てもらい、あらかじめ確認するものとする（合議体別に地域に分けて担当する等により、できるだけ議事に加わることができない委員が生じないように工夫するものとする。）

(2) 前項第4号及び第5号については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

3 委員は、前2項各号のいずれかに該当する場合のほか、当該患者と特別の関係があるときは、それを理由に議事又は議決に加わらないことができる。

4 審査会は、当該審査に当たって関係者である委員の属する合議体での審査を事前に可能な限り避けることに留意して、当該審査を行なう合議体を定める等の配慮を行なうこととする。
(審査の非公開)

第7条 合議体の審査は、非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については、公開することができる。

(合議体での審査に関するその他の事項)

第8条 合議体の開催については、ウェブ会議システムを活用するなど、審査会委員又は事務局員間において、対面によらない方法を採用することも可能とする。この場合にあっては、セキュリティ対策を講じた上で、個人情報の保護に関する法律等の関係規定に基づき適切に運用するものとする。

第9条 合議体は、審査をするに当たって特に必要があると認めるときは、市長に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の6の規定に基づく報告徴収等を行うことを要請することができる。

2 前項の規定による要請をした場合において、合議体は、市長が行なう報告徴収等に委員を同行させることができる。

3 前2項の規定は、合議体が当該審査を終了した後、一定期間経過後に当該患者の状態確認が必要であると判断したときにおいても準用する。

4 合議体の会議における資料は、これを開示しない。ただし、請求者が当該患者であって、その代理人（弁護士である者に限る。）が意見を述べる上で必要があると認めるときは、この限りではない。

（退院等の請求の事前の意見聴取）

第10条 合議体は、退院等の請求の審査を行なうに当たり、法第38条の5第3項の規定に基づき、事前に退院等の請求をした者（以下「請求者」という。）及び当該患者が入院している精神科病院の管理者（当該精神科病院の管理者の代理人を含む。以下「病院管理者」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、当該請求を受理した日以前1年以内に当該患者等の入院に関して意見聴取を行っており、かつ、6ヶ月以内に審査を行った場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、当該合議体が再度意見聴取を行なう必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 意見聴取は、原則として面接の方法をもって行なうものとする。ただし、請求者が当該患者の家族等（法第5条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）の場合であって、遠隔地に居住しているなどやむを得ない事情がある場合には、書面の提出をもって意見聴取に代えることができる。

3 意見聴取を行なう委員は、原則として2人以上とし、そのうち1人は、精神科医療に関して学識経験を有する委員とする。

4 意見聴取を行なう委員は、意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うとき

に意見陳述の機会のあることを知らせなければならない。

5 合議体は、必要があると認めるときは、当該患者及び当該患者の家族等の意見を聴くことができる。

6 合議体は、当該患者に代理人がいる場合で、その代理人が当該患者の意見聴取に立ち会うことを申し出たときは、その立会いを認めなければならない。

7 合議体は、必要があると認めるときは、事前の意見聴取を受ける者に対し、あらかじめ退院等の請求に対する意見を記載した書面の提出を求めることができる。

(退院等の請求の審査時の意見聴取)

第11条 合議体は、退院等の請求の審査に当たり、必要があると認めるときは、審査時に次の各号に掲げる者に対し意見又は報告を求めることができる。

(1) 当該患者

(2) 請求者

(3) 精神科病院の管理者又はその代理人

(4) 当該患者の主治医等

(5) 当該患者の入院に同意した家族等

(退院等の請求の審査に関するその他の事項)

第12条 請求者、精神科病院の管理者又はその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査のときに意見を陳述することができる。

2 前項の場合において、合議体は、請求者が当該患者であって合議体が意見聴取をする必要がないと認めるときは、請求者に対して意見を述べる機会を与えないことができる。ただし、当該患者がその代理人（弁護士である場合に限る。）による意見陳述を求めた場合は、合議体は当該代理人に意見を述べる機会を与えないなければならない。

(退院等の請求の審査に係る審問)

第13条 合議体は、退院等の請求の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、法第3

8条の5第4項の規定に基づき、次に掲げる者に出頭を命じて審問することができる。

(1) 精神科病院の管理者又はその代理人

(2) 当該患者の主治医等

(3) その他の関係者

(退院等の請求の審査結果の通知)

第14条 審査会は、退院等の請求の審査の終了後、速やかに市長に対して次に掲げる内容の

審査結果に理由の要旨を付して通知するものとする。

(1) 引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められること。

(2) 他の入院形態への移行が適当と認められること。

(3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること。

(4) 入院の継続は適当でないこと。

(5) 合議体が退院の請求を認めない場合であっても、当該請求の処遇に関し適当でない事項

があるときは、その処遇内容が適当でないこと。

2 審査会は、処遇改善の請求に対する審査が終了した場合は、速やかに市長に対して、次に

掲げる内容の審査結果を通知するものとする。

(1) 処遇は適当と認めること。

(2) 処遇は適当でないこと又は合議体が求める処遇を行うべきこと。

3 審査会は、前2項の審査結果について、第1項の場合にあっては市長、精神科病院の管理

者又は当該患者の治療を担当する指定医に対し、第2項の場合にあっては市長に対し、それ

ぞれ参考意見を述べることができる。

(退院等の請求に関するその他の事項)

第15条 審査会は、退院等の請求の審査において、請求者から当該請求の取り下げの申し出

があったとき又は当該患者が退院したときは、当該請求に係る審査を終了するものとする。

ただし、特に審査会が取下げ前又は当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行なう必要があると認めた場合はこの限りではない。

2 審査会は、市長に対し退院等の請求があった場合には、当該患者の入院形態が変更された場合であっても、その請求を有効とみなし、審査手続きを進めるものとする。

3 退院の請求は、処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

4 審査会は、処遇の改善の請求のうち当該請求が法第36条又は第37条に規定する厚生労働大臣の定める処遇の基準その他患者の人権に直接係わる処置に関する請求以外の請求である場合は、第9条から第12条までに規定する手続きを省略し、直ちに審査を行なうことができる。

5 審査会は、退院の請求に対する審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要であると認める措置がある場合には、その旨を市長に通知するものとする。

6 前項の場合において合議体が必要があると認めるときは、当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の家族等と同項の措置について協議することができる。

(定期の報告等の審査に係る関係者からの意見聴取)

第16条 合議体は、定期の報告等の審査を行なうに当たり、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対して意見を求めることができる。

(1) 当該患者

(2) 精神科病院の管理者又は代理人

(3) 当該患者の主治医等

(定期の報告等の審査結果の通知)

第17条 審査会は、定期の報告等の審査の終了後速やかに市長に対して、次に掲げる内容の審査結果に理由の要旨を付して通知するものとする。

(1) 現在の入院形態での入院が適当であると認められること。

(2) 他の入院形態への移行が適当であると認められること。

(3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当であると認められること。

(4) 合議体の定める期間経過後に、当該患者の病状、処遇等について報告を求めることが適当であること。

(5) 入院の継続は適当でないこと。

(6) 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときは、その処遇内容が適当でないこと。

2 合議体は、審査結果について、市長、当該患者が入院する精神科病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対し、参考意見を述べることができる。

(資料及び記録の保存)

第18条 審査の資料及び議事の内容の記録は、5年間保存するものとする。

(実地指導との連携)

第19条 審査会は、市の実施する精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

2 市の実施する実地指導に同行するのは指定医である審査会の委員とし、その人数は、精神科病院1か所につき3人以内とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成19年4月19日から施行し、平成19年4月1日以後の審査について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月4日から施行し、平成19年10月1日以後の審査について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。